

令和2年第6回仁淀川町議会定例会会議録（第3号）

令和2年9月10日（木曜日）

10時00分開議

11時36分閉会

出席議員（10名）

1番議員	竹本文直	2番議員	西森常晴
3番	岡田良成	4番	片岡智準
5番	大野弘	6番	西森久雄
7番	野村安夫	8番	左京憲昌
9番	藤崎源彦	10番	若藤敏久

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町長	大石弘秋	副町長	片岡廣秋
教育長	竹本雅浩	総務課長	片岡晴彦
企画課長	古味仁志	税務課長	片岡博
町民課長	津野彰	保健福祉課長	片岡明德
産業建設課長	片岡伸二	会計管理者兼出納室長	下久保幹夫
教育次長	古味実	仁淀総合支所長兼住民福祉課長	坪内武則
池川総合支所長兼住民福祉課長	大原正人	仁淀地域振興課長	神岡孝司
池川地域振興課長	大原成彦	監査委員	隅田恒盛

職務のため議場に参加した事務局職員

議会事務局長	黒川一彦	書記	西村美智
--------	------	----	------

午前10時00分 開議

○議長 おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより会議を再開します。

本日の日程は、お手元に配付の日程表のとおりです。ご承認を願います。

これより日程に入ります。議案の審議を行います。

日程第1、質疑を行います。

認定第1号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで認定第1号の質疑を終結します。

認定第2号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで認定第2号の質疑を終結します。

認定第3号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで認定第3号の質疑を終結します。

認定第4号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで認定第4号の質疑を終結します。

認定第5号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで認定第5号の質疑を終結します。

認定第6号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで認定第6号の質疑を終結します。

認定第7号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。大野弘君。

○5番 農集の関係で、決算書にいろいろ記載されておるんですが、加入率ですよね。今、森地区が約85%、田村地区が70%、久喜地区が79%ぐらいとなっております。加入の推進は行っているのか、ちょっとお伺いします。

○議長 執行部、答弁。津野町民課長。

○津野町民課長 住民等の異動があった際には、こういった農集の情報を区長さんを通じ

て流しておりますが、日常的な加入の推進については、現在のところ、行っておりません。

○議長 大野弘君。

○5番 一財の繰越しが決算で2,430万ぐらいでしたよね。そういうこともあるので、できるだけ加入者を、加入世帯を増やしていただいて、少しでも経費が要らないようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長 津野町民課長、答弁。

○津野町民課長 本年度、農業集落排水事業の経営戦略にも取り組むようにしておりますので、そういった面の加入率の促進についても検討させていただいて、住民への周知を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで認定第7号の質疑を終結します。

認定第8号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで認定第8号の質疑を終結します。

議案第56号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第56号の質疑を終結します。

議案第57号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第57号の質疑を終結します。

議案第58号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。若藤敏久君。

○10番 令和2年度仁淀川町一般会計補正予算(第4号)を総括して、また、今議会に対する一般質問から始まり、今議会を全て総括してお伺いをいたします。

まず、今、これは仁淀川町とは関係ありませんが、国のほうでも安倍総理が退陣をするということでいろいろ、3名の候補者が出て、自民党の総裁選挙の前哨戦が行われております。見てみると、どうもみんな、国会議員まで勝ち組に乗りたいうので、本当、我々国民からかけ離れたような選挙戦が展開されているように思われます。

仁淀川町だけは何とか住民のためにそういった予算を確立したい、編成したいと、我々議員、議会もそういった手助けをしたいと思っておりますが、どうもそのような感じではないような気がしてなりません。

まず第一、JAに対する集出荷施設等整備事業補助金というものが出ておりますが、JAと云ったら、これは天下のJAで、仁淀川町がJAからもらったらええように向いて、これ、今回だけじゃなしに度々補助金が出ておりますが、何でこういった補助金を出すのかということを中心に分かりやすく説明していただきたいのと、仁淀川町の一般会計へは出ておりませんが、コロナ影響事業者に対する経済支援金というものが新聞でも大々的に報道されております。これはお茶農家だけにこういった支援金が出るんですけど、コロナの影響事業者といえ、お茶だけじゃなしに農業全て、商業全て、みんなが対象になると思うんですが、何でお茶農家だけにこういったような施策というか、補助金が出るのか、これがどうしても納得がいきません。

1回目はこの2件について、できるだけ分かりやすくご答弁をお願いいたします。

○議長 執行部、答弁。産業建設課長。

○片岡産業建設課長 若藤議員のご質問にお答えいたします。

まず最初、JAの集出荷施設整備事業費補助金でございますけれども、これも国のコロナウイルス感染症対策に伴う補助事業でございます。総事業費4,000万円で、3分の2、2,666万円、これが高知県からの補助金でございます。それをそのまま農協の、JAのほうに、町を通して、いうたら補助するということで、ほかにもJA関係で言いますと、この町のショウガの関係、それから日高村のトマトの選果場、そのほうへも補助をするように聞いております。一応、町の負担はなくて、県からの、言い方は悪いですけど、トンネル的な補助金になっております。

理由としましては、農産物の流通販売体制の維持強化ということで、こういう機械器具等の整備に要する経費に国のほうから補助金が出るということになっております。

また、お茶ばかりの補助金というふうになっておりますけれども、うちのほうもいろいろほかの農産物、そういうものも確認しましたけれども、国の補助に該当するものが現在のところなくて、高収益作物次期作支援交付金としまして、お茶の農家に対して補助金を出すようにしております。

以上です。

○議長 執行部、ほかにありませんか。企画課長、答弁。

○古味企画課長 若藤議員のご質問にお答えさせていただきます。令和2年度仁淀川町一般会計補正予算書の17ページをご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の新型コロナウイルス感染症地域経済対策支援金というものを今補正で計上させていただいております。これの内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている、町内に本社を置き、また、住所を有する町内の事業所で事業を行う法人及び個人事業者に対しまして、前年度売上額が法人、個人の経営規模といたしまして100万円以上の事業者の方に対しまして支援金を支給する、交付することを計画しております。

要件といたしましては、申請者の令和2年4月から7月の間のいずれか連続する2か月間の売上額と、前年度同期間の売上合計額の差額を、前年、それから前期決算の場合もありますので、前年前期の総売上額で除した割合が5%以上減少している場合と要件を定めております。また、添付書類には所得税及び所得税等の確定申告等の写し、また、前年度、今年度の申請月の売上額の比較ができる書類等を添付していただいて、申請していただくようになっております。

申請金額の内訳としましては、100万円以上300万円未満が10万円、300万、これは総売上ですが、300万円以上500万円未満が20万円の支援、500万円以上700万円未満が30万円、700万円以上1,000万円未満が40万円、1,000万円以上の総売上の方が50万円というような範囲で支援を計画しております。

以上でございます。

○議長 若藤敏久君。

○10番 忘れんうちに言うとかないかんけんど、これ、9,270万よね、今。ということは、最高50万ぐらいやったら、かなりの人が対象になるということやね。そういうようなことで、何しといてください。

僕が言いたいのは、お茶だけじゃなしに、全ての仁淀川町におる業者、特に困っているのがトマト。トマトをやられている方が今年の3月頃に議会のほうへも、議員個人として我々が相談を受けたことがございます。町長、副町長にも何とかこういったお金を、補助金を出してやることはできんかということをお願いしたんですけど、今の仁淀川町の条例では、これはどうしようもなかろうと、本人たちに頑張ってもらう以外にはないと、こういった答弁でございましたが、それから約半年、僕としましては、個人的にも自分の無力さというか、何の足しにもならんもんだね、議員というものはということで、ちよっ

と嫌気が差しておるのが事実でございます。

ただ、今回、こういったコロナウイルスに影響する事業に対する支援を計画するのであれば、こういった方法であっても、トマトの業者、こういった者を救う手だてはあるはずなんですよ。

今までだって、副町長が、10年ほど前でしたか、産業活性化交付金として仁淀川町が単独で補助金を出すような事業がございました。1,500万ぐらい当初予算を組んで、その補助金の額は予算の範囲内にするというようなことがあっても、当初予算で1,500万がすぐに満杯になって、6月にはまた補正で500万ぐらい組んだことがございました。予算の範囲内なのに何で補正をするのかと、わし、副町長に聞きましたら、副町長、あなた、そのときに「補正予算も予算のうちだ」と、こういった答弁がございましたが、こういった気でやるのであれば、トマト業者を今救えるはずなんですよ。何にも手だてがなしに、手を打たず、今のコロナの影響、これに便乗すれば、トマト業者を救えることもできるんじゃないですか。

ソニアを買い上げたときに林産組合を立ち上げました。林産組合に対して、7,000万円はそのまま補助金としてあげて、8,000万円は貸し付けた。仁淀川町独自の条例をつくりましたよね。森林組合が困った、困った言うたときに、仁淀の地域振興基金から森林組合に5,000万出しておりますよ。こういったことをやるのであれば、今のトマト業者は救えるはずなんです。

今年の3月に町長、副町長に相談に行きましたが、その後、何の手も打っておりません。このことに対して、いま一度、どうしても救えるものか、救えぬものなのか、仁淀川町独自の条例で何とかできないものなのか、救う努力はしているのか、それと町長、副町長だけじゃなしに、片岡伸二建設課長を含めて、ここで並んでいる各担当課長、あなた方はこれまで、我々議会が、議員が一般質問をやって、必ず注文をしてきました。しかし、何一つ次の予算へ向いて反映されたことがない。ただ議員はここで言うだけ。あなた方は1時間辛抱して聞けば、それでいい。そうじゃなしに、あなた方課長さんが、町長、副町長、こういうふうな意見があったけど、私はこう思うが、こういうことだったら何とかできるんじゃないかと、そういうようなことを言ったことがありますか。これでは我々議員はただおるだけ。

2点目は以上で終わりますが、課長の答弁は代表して総務課長、それから町長、副町長に、最初の質問に対するご答弁をお願いいたします。

○議長 執行部、答弁。片岡総務課長。

○片岡総務課長 若藤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

議会のご意見等につきましては、何も当初予算に反映されていないのではないかとというようなご意見ではなかったかと思えます。

実際に、当初予算につきましては、12月ぐらいから各課と総務課、また町長、副町長と一件一件協議しながら進めております。その中で、議会からあります意見等についても協議し、その中で予算という形は取っておりますので、全く反映されないというのではなくて、その協議の中で予算に入るもの、入らないものが出ておるのではないかとこのように思っております。

議会につきましては、役場幹部、課長につきましても、ご意見については真摯に受け止めて行っていかなければならないというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長 片岡副町長。

○副町長 若藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

まずトマトの件を具体的にご質問されましたけども、これにつきましては、あまり具体的なことは申し上げられませんが、ここ数年間、いろいろな要素もありまして、非常に経営が厳しいというような状況がございました。

その中で、資金繰りが非常に回っていないというようなことで、いろいろお伺いをしまして、計画も見せていただいたんですけども、非常に再生に向けての計画が、非常にまだ不備なところもあるということで、なかなか、うちとしても前向きなものについて、例えば何かを整備するとか、新しい取組をするとかいうことにつきましては補助金も用意して出すことができるが、なかなか単なる赤字補填ということでの支出は難しいということで見送った経緯がございます。その後、何度か話も繰り返し、融資をしておる農協さんとも話もしましたが、なかなか厳しい状況にあるということで、できる形での事業継続ということをお願いしておるところでございます。

また今後、何か新しい取組等につきましてご相談がございましたら、その事業につきましての補助、支援なりを考慮していきたいと思っております。

以上です。

○議長 次、大石町長。

○町長 若藤議員の質問にお答えさせていただきます。

一般会計、特別会計があるわけでございますが、町の予算につきましては、先ほど総務課長からのお話があったとおりで、これも慎重に、やはり限られた財源をしっかりと効率的にかつ効果的に使っていかなければならない、そういった形で査定もさせていただいて予算を編成しておるわけでございますが、特に先ほどいろいろございました、町内の事業者も、この新型コロナ、特に今年、この昨年末からのコロナの関係で、大変厳しい状況にあらうかと思っています。それについては国の支援、あるいは県の支援も頂きながら、できるだけそれを有効に活用して、町民の皆さん、また、町内の事業者の皆さん方に少しでも支援ができるように取り組んでおるところでございますが、そういった中でトマトの話も出ました。先ほど副町長から話があったとおりでございますけれども、トマトについても、開始当初からかなりの支援もしてきております。それからまた、災害等もございました。それについても、でき得る支援をしてきました。

そうした中で、やはり一定の必要な条件を満たして、今後の見通しが立つのかどうか、その辺りも再三にわたって議論をして、何か支援策がないかということで、いろいろJA、あるいは県ともいろいろ協議もしてきましたけれども、現在の状況では、本当になかなか赤字補填というような形だけになってしまって、これには行政としてもなかなかできないということで、何か、今、副町長から話があったように、新しい取組をして一定の効果を出すとか、いろんな形が出てこない、なかなかそれに対する助成は難しいのではないかとということで今回は計上しておりませんけれども、今後、状況によって、そういう見通しが立ってくるようであれば、またこれは県にもお願いし、国にもお願いして、そういった形で支援できることは我々も十分考えていきたいと思っております。

そういったことで、今回の予算はこういう形になっておりますが、ひとつご理解を頂きたいと思えます。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

暫時休憩します。

午前10時25分 休憩

午前10時25分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁漏れがあったようですので、古味企画課長、答弁。

○古味企画課長 若藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほどの感染症地域経済対策支援金の、私どもで把握しております事業者、法人が84事業者、それから個人が222事業者、全体306事業者を見込んでおります。

以上でございます。

○議長 ほかに質疑はありませんか。大野弘君。

○5番 補正予算、今回、コロナウイルスに関する感染予防対策費や経済対策費、それと支援等の経費を計上しておるようでございます。感染した場合、今からまたインフルエンザの流行等、はやってくると思います。その場合に、患者さんは通常、コミュニティバス、それとお年寄りバスとタクシーなどを利用して医療機関に行くと思います。そういうことがあると、感染リスクが高くなるといったことも懸念されます。そういう場合に、町としてどのような、住民に対して、こういう場合には町のほうにも連絡して通院なりするように対策を講じていただきたいか、そういうような取組もできると思いますけども、お年寄りなんかはとにかく病院へ行けばよいというような感じを受けると思うんですが、その辺について、町はどのように周知させていくのかお伺いします。

それと、補正予算の21ページに、これも感染対策の一環として負担金補助、保育所費の18、これは池川の保育所のほうへ150万、これは内容をちょっとお伺いします。

それと、26ページの安居溪谷宝来荘ほか改修工事2,500万。2,500万といえば、かなりの工事ができると思うんですが、具体的に内容を教えていただきたかと思ひます。

以上です。

○議長 執行部の答弁を求めます。コロナ関係は片岡保健福祉課長。インフルエンザとコロナの関係、そういう場合、年寄り、どういう対処をするかということについて。片岡保健福祉課長、答弁。

○片岡保健福祉課長 大野弘議員の質問にお答えをさせていただきます。

今、コロナで蔓延しております。季節性インフルエンザということもございまして、今、福祉課としてもタクシー券を出しておりますし、コミュニティバスというものは当然、感染リスクも高まると思います。できたらタクシー利用とか、役場のほうが積んでいくとか、そういうことがまずできませんので、もし困った場合は福祉課のほうに一報入れていただいて、そのときに対応はさせていただきたいと考えます。

今、コロナとインフルエンザの同時流行に備えて、インフルエンザワクチンを高齢者や子供が優先的に接種できるように厚生労働省のほうが決めておりまして、10月後半以降は医療従事者や基礎疾患がある妊婦、小学生、子供を対象にするということですが、

私、この間、大崎診療所の先生と会合がありまして、話をすると、まだ県のほうからいろいろな指示がございませんでして、インフルエンザのワクチンがどれぐらい入ってくるのかというのも、まだ県のほうからも示されておられませんので、またそういう情報がありましたら、皆様方のほうにお知らせしたいと考えておりますので、先ほどの大野弘議員の質問については、また福祉課のほうで連絡を頂きたいと考えます。どうしても困ったときには、何らかの対応はしていきたいと考えますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 古味教育次長。

○古味教育次長 大野議員の質問にお答えします。

まず補正予算書の21ページの負担金150万なんですけど、その上のほうにも150万というのが2つ並んでいます。それで10節と17節、これについては、社協が運営する3園に対して、1園当たり100万円というものを準備しております。これは国の新型コロナ緊急包括支援事業ということで、まず1園当たり、保育所を開設しておれば50万円、そして延長保育をしておれば、さらに50万円ということで、社協の運営は保育所と延長保育をしておるということで、1園当たり100万ということで、3園で300万になります。

それで今後、消耗とか備品とか、まだ確定しておるわけではありませんで、300万円を150万、150万ということで、消耗品と備品に分けております。そして池川保育園、18節の補助金のほうなんですけど、池川保育園の場合は保育園の開所ということ、そして延長保育をしておるということ、そして一時預かりをしておるということ、この3つで各50万ということで150万円ということで、池川保育園の場合は民間保育園ということで、消耗とか備品とか、こっちが買って与えるわけにはいきませんで、補助金ということで組んでおります。

以上です。

○議長 大原池川地域振興課長。

○大原池川地域振興課長 大野議員の質問に答えます。

安居溪谷宝来荘ほか改修工事について、内容ですが、宝来荘には大小2つのお風呂場があり、小浴場については繁盛期に客の待ち時間が長く、苦情も大変来ていましたので、小浴場の隣に従業員の部屋がありまして、従業員のを北のほうに、ちょっと空いたダイニングキッチンのところを部屋を作成して、従業員のを小浴場をまとめて、大浴場と同じぐらいの大きさに改修する工事と、大浴場については、お風呂自体がまき風呂になっているんですけど、まき風呂は劣化が激しく、穴が空いて、今、コーキングをしてお湯をた

めるというような状態で、それも間に合わないぐらいの穴が空いてきたために、大浴場についても風呂場の改修、そして壁自体も、ヒノキか杉か分かりませんが、板張りしているんですが、それも劣化してきていますので、その張り替えと、それに伴って、中の電気工事もありますので、このような金額になっております。

○議長 大野弘君。

○5番 1点目、感染の関係ですが、コロナかインフルエンザかどっちか分からんと、症状が同じような状態と思うんですが、答弁で、なって、町との連絡云々じゃなくて、通院をする場合に、コミュニティで来てそのまま病院へ行く、風邪を引いたみたいとか言うてずっと行くと、感染のリスクが物すごく高くなるんじゃないかなというように思います。そういう、風邪を引いたとか、コロナかも分からんとかいうような症状が、もし個人的に分かったときに、どういような対応をしてええんかなというように町から連絡とか、ペーパーで回覧とか、そういう感じで通知して、こういう場合にはこういうことをしたらええとかいうようなマニュアル、そういう対応ができないかなというように質問させていただきました。

以上です。

○議長 片岡保健福祉課長。

○片岡保健福祉課長 大野弘議員の再質問にお答えをさせていただきます。

インフルエンザと新型コロナの症状の見分けがつきにくいと、感染を警戒して接種の希望者が増えることが見込まれます。厚生労働省のほうは、混乱を避けるために優先接種の対象を決める必要があると判断をして、法的な強制力はないんですが、自治体などと連携して協力を呼びかけているというような文書が出ております。

大崎診療所のほうは風邪、熱があるような方については検査を、裏の公用車の駐車場があります、そこで実施をするようにこの間打合せをしました。この間、西村先生と話す、西村先生は、熱がある場合には、西村先生、ふだん2診で検査をしております。コロナが、熱がある方については、1診のほうで待っていただいて、そこで検査をするというような回答をしていただきました。

大野議員の指摘の医療のコロナ対策について、またインフルエンザの対応について、また課で検討させていただいて、医療対象のマニュアルづくりも考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 ほかに質疑はありませんか。片岡智準君。

○4番 予算書の中でちょっと把握できてないので、ページとかはお示しできないんですけども、3点ほど質問させていただきます。

1点目は、非常に、自分がもらっておって質問しづらいんですけども、コロナの関係で国民1人当たり10万円という支給があり、私も頂きました。これ、実は私も若藤議員が先ほどおっしゃったトマトの関連で、将来何々をする、何らかの手だてをするという、あるアクションがなければ、行政のお金は1円たりとも使えないという、これまでに説明を聞いております。国、私は特にこれをするということを行う記憶もありませんし、迷惑はしておりますけれども、積極的な行動、アクションは起こさずに10万円を頂きました。何が言いたいかといいますと、この国が出した10万円の法的根拠というのをご存じかどうかかなというのと、もう1点、これは出生が、ある時期を境にして10万円頂いております。しかし、令和2年度に生まれた子供は、まだ2年度、まだまだ9月ですので、9月、10月、11月、12月とあります。私は令和2年度に出生した子供には全員、やはり支給すべきと、広げていくべきではないかなと。恐らくお母さん方、お父さん方がそれなりの難儀をしているというように思いますので、ご一考いただけたらというのが1点目。

2点目は、この資料のどこか、ちょっと定かでないんですが、しもの郷の地ビールに関して、一般予算でビールをするのでということで事業補助を出しております。その補助で、もう既にオープンされて、営業もされているかなと思うのが、コロナの関係でされてないかなという感じもしますけども、私が見た時点のある時点から、何も一切されておられません。それを町としても把握しているのかどうかというのが2点目。

3点目には、25ページの林業機器整備事業の関係ということで、負担金として計上されております林業機器の整備事業、どこの林業事業に対して負担をされるのか、それをお聞かせ願いたいなど。以上の3点をお願いします。

○議長 片岡保健福祉課長、答弁。

○片岡保健福祉課長 片岡智準議員の質問にお答えをさせていただきます。

補正予算書の17ページに総務費、総務管理費、一般管理費の19節扶助費に、一番、扶助費の下に妊婦支援給付金事業ということで計上させていただいております。これは、新型コロナウイルス感染症のための、妊娠中ということでより一層の感染症対策を余儀なくされた妊婦及び産婦の皆さんに、心理的、経済的な負担を少しでも軽減し、安心して出産、育児が行えるように生活を応援する給付金ということで計上させていただいております。今議会で議決していただければ、いうたら給付要項を早急に定めて、5月からお支払いを、

給付していきたいと考えておりますので、令和2年度に出産される方についても、幅広く拾ってあげられるように対応していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長 古味企画課長。

○古味企画課長 片岡智準議員のムカイクラフトビール製造所の現状についてお答えさせていただきます。

片岡議員がおっしゃるとおり、当初、クラフトビールの醸造所のプラントですが、中国から輸入する計画でムカイさんのほうが発注をかけて予定しておりましたが、コロナウイルスの関係で高知港への入港が遅れました。それで実際、高知港に着いたのが5月の連休明けだったと記憶しております。

それと、ムカイさんの醸造所のプラントがまあ大きいものですから、中国からその会社の専門の技術者が一緒に来て組立てをされる予定でした。ただ、コロナウイルスで日本に来られないという状況に至りまして、ムカイさん本人とその知り合いの仲間たちで組み立てることとなり、その組立て時間に非常に不測の時間を費やしまして、現在のところ、プラントは完成しまして、それから水回りもできまして、昨日の話では、ボイラーの点検が昨日今日で終わるので、今週末あたりから醸造は始めたいという報告を受けております。できる限り早く皆さんに提供できたらということで、頑張りますというようなこともおっしゃってございました。

以上でございます。

○議長 片岡産業建設課長。

○片岡産業建設課長 片岡智準議員の高性能林業機械補助金1,800万円について、ご説明いたします。

林業機械、プロセッサ―1台の購入でございまして、事業費2,400万、県から1,200万の補助を頂きまして、町が25%で、片岡林業さんへの補助金となっております。

○議長 ほかに質疑はありませんか。岡田良成君。

○3番 私は総務課長にお伺ひしたいと思います。今回のコロナの問題について、対策費ということで予算を組まれておりますけれども、先日の話の中ではフェイスガード、それからマスクということの、町民全体に配布をするというふうなお話がありました。

私は今、過去に3回マスクを頂きました。1番初めは町から頂きまして、そしてまた、

アベノマスクの小さなマスク、そしてまた、手縫いのマスク、3回頂きました。

そういうような中で、私が今町内を回って見る、そしてまた、私事でございますけども、今、アベノマスクはほとんど皆やってないです。それから、町内から配布されたものについても、ほとんどやってないよう見受けられます。私もやったことありません。そしてまた、そこに配布をするということになったら、前回はそうですけども、各家庭に配布をするということで配布をされました。今回もそういうことの計画であろうと思いますけれども、私は、マスクを必要とする者はいるでしょう、しかし、山間部の奥へ行ったらほとんど要らない。配布をするときから、こんな無駄なことをしては困るというふうな話も聞いてまいりましたが、やはり軒並みに要らないマスクまで配るといのはどうかなと。そしてまた、マスクを必要とする公的な場所、あるいは保育所、あるいは看護師さん、あるいは介護士の方々という者は必要とするでしょう。要らない方もおると思うんですよ。だから、このことについて、無駄なことをしないという1点から、マスクの配布の方法を考えてもらいたい。

そしてまた、PCR検査ということで、また希望する方もおると思うんですが、やはりこれも、経費の削減からいろいろ考えた上で、PCR検査を、希望のある方は無料でできるというふうな施策を考えてもらったらどうかなと。要するに無駄なことはしないと。要る者には配布をすると。

だったらどうするかということですが、私は今、区長をしておりますけれども、配布をさせていただきました。要らない方もおります。そういうようなことで、仁淀の支所、あるいは本庁、あるいは池川の支所、区長さんが持っていった際に、要らないというものはそこに保管をしておく。そしてまた、先ほど申し上げましたように要る、あるいは公的な施設の方々が欲しいということがありましたら、そういう方々に配布をしていく。無駄な配布はしないということをお願いしたいなど。

今、なぜ私がこれを言いますと、皆さんの意見を、そういう意見を多々聞いてまいりました。また、今、この仁淀川町の全体の中でも、昨日も片岡智準議員からお話がありましたけれども、ほとんど感染者の方はいないだろうと。私もいないと思っています。それはそれぞれの皆さんがそれなりに予防しておるとい結果だと思っておりますけども、とにかく無駄な配布はしない、無駄なお金は使わない、要る方に配布をする、回すということで、配布の方法を考えてもらいたいというのが大きな意味の目的でありますので、ご検討を願いたいと思います。

○議長 執行部、答弁。片岡総務課長。

○片岡総務課長 岡田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、今回の予算でマスクとフェイスガードで、除菌シートのほうを計画、今、しています。各世帯に、世帯で各戸に配布する分については、そういうのを予算化で配布させていただくように計画をさせていただいております。

なお、これにつきましては、新しい生活様式に対応ということで、住民の方に新しい生活様式に対応できるようなものをということで、配布というのを全住民、今回は住民票がある方全員に配布をしようかというふうに考えております。これは、先ほど言いました新しい生活様式に対応するために必要なものであるということで検討をしております。

ただ、岡田議員がおっしゃったように、どうしても要らないと、そういう方について、無理やりということもおかしいとは思いますが。配布方法につきましては、前回と同様に、区長さん等にお手伝いを頂かなければ配布できないかなというふうに考えておりますので、要らないというか、どうしても必要ないと言って拒否される方がおられましたら、地区のほうの会議とかで使っていただくようにしていただくことも1つではあるかと、現在考えております。

なお、施設等につきましても、別途施設等で必要なものについて、前回の購入分と合わせて、今回も余分を購入したいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 岡田良成君。

○3番 私も前回、区長をさせていただきました。その関係で各家庭へ配ったときにそういう意見があったと。そして私が見た目でも無駄なことだなというふうに思いましたので、無駄のないように、とにかく住民の意見を聞いて、今のように区長で保管するとかいうのもありますけど、区長が保管しても使うことはないです。だから、そういう本当に欲しいところに配慮をしてもらいたい。無駄なことはしないという、もう少し課長の方々、あるいは総務課長も含めて住民の意見を聞く、住民が本当に必要とされておるかということをもう1回、町民の生活を知る上においても調査をしていただいて、とにかく無駄なことはしないということに徹してもらいたいと思ひます。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。若藤敏久君。

○10番 3度目でございます。そしたら、企画課長、法人、個人合わせて300名余りの

方が、お茶農家以外、例えば商売人であるとか酒屋さんであるとか、こういったところもコロナウイルスの影響としては対象になっているということで理解していいんですね。それが第1点。

それと今議会を通じて、町長、岡田議員の言葉を借りれば、ちょっと苦言を呈しておきたいと思います。

(発言する者あり)

○10番 いや、そうじゃない。岡田議員の言葉を借りて苦言を呈すと言うています。ちょっと聞いてくれや。そういうことです。

というのは、林業振興センター、これ、町長、昨日、おとといでしたか、精査のときに説明をされるのに、町長が、当然議会のほうも理解はしているものだというような認識でおるといようなお話がございました。しかし、この林業振興センターの建築という話が最初に出たのは、過疎地域自立促進計画の変更ということで、当時の竹本議員が昨年9月にどんな変更があったのかというて聞いて、初めて町長が答弁をしたように聞いております。

それまで行政報告でも、所信表明でも、全く林業振興センターの建築については、話はなかったというように、私はそういうふうに記憶しておるんですけど、ならば、私がこの間言ったみたいに、なぜもっと早く言わなかったのかと僕は言いましたけど、最初、2年も3年も前の早い計画段階でこの話を、林業振興センターを建築するんだということをもし言っていたらおれば、今の中央公民館の改築、あんな40年たったものへむいて、壁を積んで改装するよりか、建て替えて同じ建物へ入れるという構想も当然できたはずなんですよ。だから私は林業振興センターについても、何についても、町長、遅いんじゃないかと、この話は、林業振興センター、もっと早い段階で言わにゃいかじゃったんじゃないかというようなことを言うたんですけど、それで、たしか私の記憶に間違いがなければ、初めて町長が言ったのは昨年9月の竹本議員の当時の自立促進計画変更についての答弁で初めて言ったように記憶しておるんですけど、それで間違いはないですか。

○議長 大石町長、答弁。

○町長 若藤議員の質問にお答えさせていただきます。

実際言ったのは、確かに昨年の9月の過疎地域の計画で、変更の計画でお話ししたのが最初でした。ただ、それまでも、かなり我々もいろいろ検討してきました。何かえい事業で、そういう形ができないかということで、いろいろ検討を重ねる中で、こういう形で

いけばいけるのではないかということが一度に決まって、あの時点で過疎計画へ入れていただいて、それで一定認めていただいた。そこで一定、前へ進む形にできたわけでございます。

ただ、中央公民館の整備の関係で話がございましたけれども、やはり複合施設になりますと、やはり林業関係ですから、いろんなチェーンソーとか、いろんな油物も使うわけですが、それで山から帰ってくる。そういう一意的な交流センターの中に入るのは非常に林業、難しいんじゃないかと。やはり県下どこを見てもそうですが、大体独立しているんですね。なぜかといいますと、やはり山の仕事をするものですから、非常に山仕事をする方が入ってくる。それからまた、いろんな林業にまつわる機械なんかも扱うわけでございますから、そういったこともあって、複合施設ではなかなか入りにくいというのがあります。やはり考えるのであれば、孤立したところで新しく建築していくべきだろうというような、いろいろそういう問題を含めて検討した結果、そういう形で過疎計画へ載せていただこうということで取り組んだのが、議会のほうへ相談させていただいたのが始まりでした。

○議長 古味企画課長。

○古味企画課長 若藤議員の再々質問にお答えしたいと思います。

経済対策支援金の、全306事業者を見込んでおりますが、この中には個人、法人ともにトマト農家も確定申告等をされている中では入っておりますので、100万円以上の売上のあるところは申請いただけたら支援できるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長 若藤議員、いいですか。

○10番 なし。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第58号の質疑を終結します。

議案第59号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第59号の質疑を終結します。

議案第60号について質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第60号の質疑を終結します。

議案第61号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第61号の質疑を終結します。

議案第62号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第62号の質疑を終結します。

議案第63号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第63号の質疑を終結します。

同意第1号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。西森常晴君。

○2番 一般論ですが、教育長にお尋ねします。

教育委員会の委員は政治活動ができるのか、できないのか。できないとすれば、当然、法の規制がかかっていると思うんですが、その条文は何か、教育長の見解をお聞かせください。(聞き取り困難)で言いますが、当の本人がやっているかやってないかの問題じゃないです。教育委員としての制約を受けているかどうかの答弁をお願いします。

○議長 竹本教育長、答弁。

○竹本教育長 ただいまの西森常晴議員のご質問にお答えをいたします。

一般的に、一般的にといいますか、法律上は、党員になっている方については、教育委員さんはできなかったと記憶しておりますけれども、個人としてどこを応援するかというのは、そこまでの大きな制約はないと思います。

ただ、当然、教育委員さんという公の立場にありますので、周囲の方に分かるような、そういった活動は控えていただくのが通常であろうかと思えます。

○議長 西森常晴君。

○2番 第三者から、選挙があつて、あなたはAさんに入れるかよ、Bさんに入れるかよと聞かれたときに、Aさんでという意思表示、もう1つは、第三者に、私はAさんへ入れますよという意思表示、それができますか。

○議長 竹本教育長。

○竹本教育長 再質問にお答えをいたします。

積極的に、私が入れるのであなたも入れてほしいというふうな、そういう運動でなければ、自分の意思を表示すること自体は大きな問題になるところではないかと思えます。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで同意第1号の質疑を終結します。

同意第2号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで同意第2号の質疑を終結します。

同意第3号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで同意第3号の質疑を終結します。

同意第4号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで同意第4号の質疑を終結します。

暫時休憩します。

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

○議長 休憩前に続き会議を開きます。

討論・採決に入りますが、その前に先ほどの西森常晴議員の質問の教育長の答弁の中に一部誤りがあったようなので、訂正させていただきます。竹本教育長。

○竹本教育長 大変申し訳ございません。先ほど西森議員から、教育委員さんの政治活動の質問がございまして、政黨員は委員さんになれないという答弁をさせていただきましたが、申し訳ございません、私の記憶違いでございまして、実は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律という中に、「教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に1を加えた数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない」ということになっておりますので、半分未満であれば、政黨員の方がなれることは可能であるということです。

ただ、仁淀川町の場合は、委員さんをお願いするときに、政黨員であるかどうかということは一応お伺いをさせていただいております、現在のところ、特定の政党に属しておられる方はいないというふうに認識をしております。

以上です。

○議長 西森議員、よろしいですか。

○2番 よく分かりました。

○議長 それでは日程第2、これより討論・採決を行います。

認定第1号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって認定第1号、令和元年度仁淀川町一般会計歳入歳出決算の認定については原案どおり認定されました。

認定第2号についての討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって認定第2号、令和元年度仁淀川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については原案どおり認定されました。

認定第3号についての討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって認定第3号、令和元年度仁淀川町国民健康保険特別会計直診大崎診療所勘定歳入歳出決算の認定については原案どおり認定されました。

認定第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって認定第4号、令和元年度仁淀川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については原案どおり認定されました。

認定第5号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって認定第5号、令和元年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については原案どおり認定されました。

認定第6号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成です。よって認定第6号、令和元年度仁淀川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については原案どおり認定されました。

認定第7号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって認定第7号、令和元年度仁淀川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については原案どおり認定されました。

認定第8号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって認定第8号、令和元年度仁淀川町会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算の認定については原案どおり認定されました。

議案第56号についての討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。よって議案第56号、仁淀川町一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

議案第57号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。よって議案第57号、仁淀川町手数料徴収条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

議案第58号について討論はありませんか。西森常晴君。

○2番 私は今回の一般会計の補正予算には、私の25年の歴史の中で初めて反対をさせていただきます。理由は24ページ、農業振興費、18節の新型コロナの補助金の受け皿がJAであるからであります。

私は25年間の議会活動とともに農業を続けてまいりました。ハウスは農協のレンタルです。皆さんもご承知のように、農協のハウスの施設は国、県で4分の3の補助をもらい、残りの4分の1が受益者負担、農家の負担です。その負担をJAが肩代わりして、農家は

J Aに立て替えた分を支払っていく方法を取られています。そのときに、これはよその町村で独禁法に引っかかっている問題でもありますけども、あえて独禁法抵触とは言いません。

条件は、トマトの販売は全て原則として農協を通してください、資材全ては原則として農協から買うてくださいと。どういうことかという、トマトを生産していて、よそから、「なかなかおいしいが売ってくれんかね」、売れない、農協に出さないと。レンタルもあって、農協から、一般個人のところから資材を購入することになりました。ある日、ほかの農家の方が支払いをしていました。「これは3年前の分ですね」、「これは去年の分ですね」、どういうことかという、そこの肥料屋は農家とすごい信頼関係の下で、農業は1年勝負ですから、不作の年があるでしょう。それを、その肥料屋は待っているんです。3年前の払えなかったものを、よくできて、豊作で、お金ができたときに支払いできる。当然、金利は取っていません。

私が経験したJ Aはどうか。期限を過ぎると延滞金がつきます。それ以上延びると、私が経験したのは、J Aから農家に内容証明の手紙です。このような農家のためにならないJ Aの補助金は、ずっと議会で私は言い続けてきました。これは町が悪いのではない、ほとんどは国の施策なんです。国、県が、農協だけではない、今出ている某組合もその補助管轄です。私はそういう意味で、この案には反対します。

○議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。よって議案第58号、令和2年度仁淀川町一般会計補正予算(第4号)については原案どおり可決されました。

議案第59号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めま

す。

賛成多数。よって議案第59号、令和2年度仁淀川町国民健康保険特別会計直診大崎診療所勘定補正予算（第2号）については原案どおり可決されました。

議案第60号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。よって議案第60号、令和2年度道整備推進交付金事業林道大峠北浦線開設工事請負契約の締結については原案どおり可決されました。

議案第61号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。よって議案第61号、財産の取得については原案どおり可決されました。

議案第62号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。よって議案第62号、仁淀川町過疎地域自立促進計画の変更については原案どおり可決されました。

議案第63号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。よって議案第63号、平成30年度林道災害復旧事業 林道上名・用居線（地すべり災害（H26. 8.1～H29. 3.10）・1号箇所）（29年発生）災害復旧工事請負契約の一部変更については原案どおり可決されました。

同意第1号についての討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって同意第1号、教育委員会委員の任命については原案どおり同意されました。

同意第2号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任については原案どおり同意されました。

同意第3号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任については原案どおり同意されました。

同意第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって同意第4号、固定資産評価審査委員会委員の選任については原案どおり同意されました。

日程第3、意見書についてを議題といたします。

お諮りします。発議第1号、「妊産婦医療費助成制度創設」を求める意見書は、提案理由の説明、質疑、討論はないものと認め、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって発議第1号は提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。これにより発議第1号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって発議第1号は原案どおり可決されました。

決議された意見書の字句、数字、その他の整理は議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

日程第4、意見書について、発議第2号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書は、提案理由の説明、質疑、討論はないものと認め、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって発議第2号は提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。これにより発議第2号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって発議第2号は原案のとおり可決されました。

可決されました意見書は関係機関に提出することといたします。

意見書の字句、数字、その他の整理は議長に委任されたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

日程第5、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員派遣については会議規則第127条第1項の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。ただいまの議員派遣に関し変更があった場合は、議長に委任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣に関し変更等があった場合の措置については議長に委任することに決定しました。

日程第6、委員会の閉会中の継続審査、調査についてを議題といたします。

各常任委員会、特別委員会の委員長から、委員会の審査、調査の件、特定事件の調査事項について、仁淀川町議会会議規則第74条の規定により、お手元にお配りした申出のとおり、閉会中の継続審査、調査の申出があります。

お諮りします。各常任委員会、特別委員会の委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。したがって、各常任委員会、特別委員会の委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに決定をしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。令和2年第6回仁淀川町議会定例会を閉会いたします。

午前11時36分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

仁淀川町議会議長

仁淀川町議会議員

仁淀川町議会議員